

三原市ベンチャートライアル 支援事業費補助金

市内の中小企業等に属する社員や、市内に事業所を有する個人事業主が取り組もうとする新事業展開や、新たなビジネスモデルの構築など、成長に向けたチャレンジを目的とした事業を実施する際に、当該補助事業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

申請期間：4月7日（月）～5月23日（金）

補助率・補助額

補助率 3/4 限度額 100万円

※補助対象経費については裏面に記載しています。

補助対象事業

- ①革新的な研究・技術開発や試作品開発及び生産プロセスの改善
- ②革新的なサービスの創出やサービス提供プロセスの改善
- ③新たなビジネスモデルの構築
- ④地域特性や自らの基盤技術・サービスの優位性を活かした、ブランドの構築や新たな価値の創造
- ⑤IT・IoT・AI・DX等を活用した生産性向上や開発

補助対象者

◎市内に住所及び事業所を有する個人事業主

◎市内に本店を有する中小企業者

◎上記中小企業等に属する社員

- ・中小企業者については、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の要件を満たす者又は法人税法別表第二に掲げる者
- ・三原市が実施するスタートアップ創出シティカレッジを修了した者又は産業競争力強化法第127条第4項の規定により認定を受けた三原市創業支援等事業計画に定める創業支援等事業者、中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関若しくは独立行政法人中小企業基盤整備機構、福山ビジネスサポートセンターFuku-Bizその他の中小企業の支援を行う機関として市長が認めるものによる事業計画の策定支援を受けた者
- ・市税の滞納がないこと 等

申請・お問い合わせ先

〒723-8601

三原市港町三丁目5番1号

三原市役所 商工振興課（本庁3階 ④窓口）

☎0848-67-6072

裏面に続く

補助対象経費

補助対象経費

経費区分	費目	経費の内容
物品費	機械装置備品費	補助事業に必要な機械装置や備品、その他機械装置に付随する備品（ソフトウェアを含む。）や部品の購入に要する経費。
	外注加工費	補助事業に必要な機械装置備品の外注加工や、機械装置試作品等に搭載するソフトウェアを外注制作するときに要する経費。
	消耗品費	消耗品や、原材料、部品、10万円未満の備品の購入に要する経費。
専門家指導費	謝金	補助事業の遂行に必要となる専門家指導を受けたときの対価を支払うときに要する経費。
	旅費	補助事業の遂行に必要となる専門家指導に係る旅費。
委託外注費	委託費	補助事業の遂行に必要となる開発又は販路開拓における課題解決の業務の一部を、第三者に委託するときに要する経費。
	外注費	試作品や、試作品による加工品等の評価に係る分析・検査等を外注するときに要する経費。
諸経費	賃貸借費	機械装置備品のレンタル代、リース代及び、第三者の機械装置等を自らが使用して分析・検査を行うときに要する経費。
	知的財産関連費	補助事業での研究開発成果の事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権の取得に要する弁理士の手続代行費用等。
	調査費	補助事業の成果の普及に係るマーケティング調査やプロモーション活動をするために要する経費。
	クラウド利用費	補助事業の遂行に必要となるサービスをネットワーク経由で利用するために要する経費。

申請の流れ

- ①三原市商工振興課へ補助事業の認定申請書を提出
- ②審査により、補助事業認定事業者を決定
※審査会の際に、申請者の方には、行う事業の内容、計画等をプレゼンしていただきます。
- ③認定を受けた事業者は補助金交付申請書を提出
- ④補助金の交付を決定
- ⑤事業完了後、30日以内又は年度末のいずれか早い日までに実績報告書を提出
- ⑥補助金の額を確定
- ⑦口座振込にて補助金を交付 ※4.交付決定後に補助金を概算払することも可能です。
- ⑧補助事業完了後の翌々年度から5年間、毎年4月30日までに事業化状況報告書を提出

必要書類

- ① 三原市ベンチャートライアル支援事業費補助金認定申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 事業計画概要説明書（様式第3号）
- ④ 納税証明書（様式第4号）
- ⑤ 【法人】登記事項証明書（90日以内に発行されたもの）
【個人】住民票の写し

※様式は市HPからダウンロード可能です。